

平成26年度明石市特別職報酬等審議会 会議録

第2回審議会

日 時	平成26年6月26日(木) 午前10時～午前12時00分まで	
場 所	806CD会議室(市役所本庁舎8階)	
出席者	委員	佐々木弘会長、澤田瑞穎委員、島野正士委員、竹内順哉委員、田中文雄委員、松原由美子委員、宮川貴美子委員
	市	高橋嗣郎副市長、森本哲雄総務部長、宮脇俊夫職員改革担当部長兼職員室長、横田秀示人事課長、久保井順二職員改革・労務担当課長、上坂毅人事課給与係長、小中規義人事課事務職員
審議事項	非常勤の行政委員会委員の報酬のあり方について	
配付資料	明石市特別職報酬等審議会委員審議会 追加資料	
事務局	明石市総務部職員室人事課	

1 開 会

2 会議の成立の確認

本日、伊賀委員、柴田委員、水田委員、和田委員の4名の委員が、ご欠席されていますが、委員の過半数の出席により、会議が成立していることをご報告申し上げます。

3 審議内容

事務局	<p>皆様おはようございます。本日は2回目ということでよろしくお願ひします。それでは、事務局から資料について、ポイントを絞って説明をさせていただきます。</p> <p style="text-align: center;">—————資料の説明—————</p>
会長	<p>ありがとうございました。事務局からの説明について、ご質問ご意見がございましたらお願いいたします。</p>
G委員	<p>先ほどの事務局からの説明で、会議録については、非公開であるということでしたが、教育委員会はホームページにすべて公開されておりますので、非公開ではないと思います。農業委員会につきましても、ホームページには掲載されておりませんが、公開しておりますので、こちらも非公開ではないと思います。</p> <p>また、教育委員会については、追加資料P41を見ると、委員長の平成25年度実績の勤務回数が89と記載されておりますが、前回の資料では65と記載されておりました。これは、「その他」の区分に23</p>

回が追加されているため、委員も同様に勤務回数が増えています。この「その他」について、何の業務の勤務回数を数え直したのでしょうかということをお聞きしたいと思っています。

それから、追加資料P 4 1に教育委員会と農業委員会の定例会の平均所要時間が記載されていますが、別冊の会議録を見ると、それほど時間をかけていないと思います。農業委員会については、平均所要時間は2時間半とありますが、会議録と見ると、第3 2回定例会については、1時間半、その他の回は1時間又は1時間未満です。教育委員会についても、資料とは別にホームページで過去の定例会の会議録を見ましたら、1月4日の定例会は2時間15分、約3時間の会議をしていましたが、あとの定例会は、1時間程度か、一番短い時には10分で終わっているものもありました。ですので、どのような計算をもって、追加資料P 4 1に記載の平均所要時間を算定したのでしょうか。本当は、会議を短く済ませることができるのではないか、極端に言えば、集まらなくてもいいのではないか、と思うところもありますので、このところをお聞きしたいと思っています。

会長

ありがとうございました。3点あったかと思います。1点目は確認事項ですね。2点目3点目について、今の段階で分かるところでよろしいですが、事務局から説明をお願いします。

事務局

教育委員会の勤務回数が前回の資料から増えている点については、追加資料P 2 3「2 委員会の業務内容」中の「その他」の区分をご覧いただくと、委員長が23回、委員が22.6回と、この部分が増えているということになっております。平均所要時間としては、1時間程度で、業務内容は、「教育委員会議や教育委員協議会等の事前打ち合せ及び資料の内容確認並びに教育関連情報収集及び調査研究」といったもので、勤務回数が増えているという状況でございます。前回の資料では、勤務回数が記載されていませんでしたので、この度、調べ直した結果、追加となったところです。

農業委員会と教育委員会について、定例会における平均所要時間の算定がおかしいのではないかというご指摘についてですが、すみません、資料に記載の数字については、各委員会からの回答をとりまとめたものですので、事務局としては、詳細については分かりかねます。なお、今回、農業委員会については、平成26年1月から4月までの会議録を資料として集めました。平均所要時間の算定は、平成25年度実績をもって平均所要時間を算定しておりますので、平成25年度の定例会をそれぞれ細かく見ていきますと、実績として資料のと通りの平均所要時間になってくるものだと思います。

事務局	農業委員会につきましては、定例会の回数とその前日に行う小委員会についても、回数に含んでおります。小委員会というのは、現地調査を行うもので、これに要した時間についても換算した結果、資料のとりの平均所要時間になっているのかなと思っております。
会長	私が聞いている限りでは、教育委員会については、おそらくこれは正式な会議以外の、資料の読み込み、調査研究、情報収集といった正式な会議以外のいわゆる「日常」の業務について、「その他」の区分に回数が入っているのだと思います。
G委員	そうなのですが、今回、勤務回数を修正したものを、前回の特例市における勤務回数の状況を記載した表に落とし込むと、明石市の勤務回数が突出して多くなります。特例市の市によっては、こういった日常的な業務をカウントしている市と、そうではない市がおそらくあると思います。そういったことで、データそのものの扱いが難しくなるのではと思います。
J委員	<p>まず感想から言いますと、追加資料P 3以降の人口と報酬額のグラフを見ますと、いくつか例外的なものもありますが、人口的に明石市を見た場合に、報酬額は全体的にどの委員会も金額が高いと思います。</p> <p>また、教育委員会については、追加資料P 2 3の業務内容にあります、「行事」の区分に学校訪問とか学校行事として運動会等が記載されていますが、こういった行事に参加した回数についても勤務実績としてカウントされ、報酬を得ているというのは、いかがなものかと思えます。もちろん、定例会等の業務も務めていらっしゃいますが、例えば、運動会でいうと、私の想像する限りでは、来賓席にずっと座っているだけのように思われ、そういう勤務の積み重なりが勤務実績と見なされ、高額な報酬を得ているというのは疑問に思えます。</p>
会長	業務の内容に濃淡があるということですね。
J委員	それから、前回の審議会の資料で、各行政委員会の委員の属性、どういう人が委員になっているのかについて記載されていました。今、手元にその資料がないのですが、市を退職された方が委員を務めている委員会もあったと思います。言い方が悪いのですが、市民のために委員を務めるというよりは、天下りの感覚で、退職した人がそのままルールに乗って委員を務めるように思われ、これはいかがなものかと思えます。以上です。
会長	2点あったかと思えます。市民目線から見ると、両方とももともと

だという感想を持たれる市民の方もおられるかと思います。前者の方を追加資料のP41で言うと、教育委員会については、定例会から始まる各業務をしており、このすべての業務を含めて、報酬を得ているわけですが、例えば、業務を減らすべきであるといった場合に、少なくとも「行事」とか「その他」の区分の業務を減らすべきという話になるのでしょうか。

後者の指摘事項については、「委員の選抜の母体などをもっと考えていかなければならないのでは」と、課題として、改めるべきこととして、我々がまとめを作る時に、書くことはできると思います。ただし、実態がそうであることを確認した上で書くことになると思います。

他にご意見はありますか。

C委員

私を感じたのは、確かに各委員会の委員は、職務を全うされているとは思いますが。どこの委員会も非常に頑張っておられるのはよく分かります。ただ、これは、明石市の例が資料に詳しく書かれているだけで、特例市であったら他の特例市は、どのような仕事をしているのかということになってくるわけです。要するに、どこの市であっても各委員会は同じ仕事をしていると思うのです。なのに、なぜ報酬額がこうも違ってくるのかと思うわけです。だから、明石市の行政委員会が余分な仕事をしているからこの報酬額であるのならば、やめてしまえばいいと思います。明石市がトップをきって、独自の何か新しいことをやろうとしているのであれば分かるのですが、しかし、そのようなことはしていないと思います。そしたら、特例市であれば、特例市の平均的な額をもって報酬額としてもいいのではないかと思います。根拠はどうかと言うより、どこの市も同じような仕事をしているのであれば、単純に、平均を取ったらいいと思います。

おそらく明石市の報酬額が高くなった理由は、職員の給与が上がった時は委員報酬も引き上げますが、職員の給与が下がった時は、近い将来再び職員の給与が上がるものとし、据え置きにしてきたのではないかと感じています。

やはり、我々審議会として、世間並みに、職員の給与が上がったときは、委員報酬は上げ、下がった時は、同じように引き下げることが大事であるということをはっきりと述べて、そして、「全国の特例市でいうと、このあたりまで報酬額を下げればどうですか。全国的な平均額が妥当である。」ということ言うべきであると思います。「こういう根拠により、報酬額はこうあるべきだ。」をいうことは、難しく言えないと思います。

会長

ありがとうございました。今おっしゃっていただいたことは、個人的にはそのとおりだとは思いますが、議事の運び方として、前回にも

	<p>少し申し上げましたが、前回の指摘事項に基づき今回作成した資料を事務局から説明していただいて、それについて、さらに質問がござい ますか、という段階です。これが、一段落したところで、今C委員が おっしゃったような、「引き下げるべきかどうか」という議論に入って いこうという風に思っていますから、今の話は後にするものとして、 少し置いておきましょう。</p> <p>まだ、資料についての質問はありますか。</p>
D委員	<p>少しお聞きしたいところがあります。追加資料P 20の監査委員の 研修区分に、宿泊付きの研修や総会があり、平均所要時間が3時間と 記載されているのですが、実際のところ、この3時間の中身は何をし ている時間なののでしょうか。移動時間は当然含まれていないことは分 かるのですが、2日間をかけて、3時間の平均所要時間という見方に なるわけで、中身的にどのようなことに時間をかけているのかと疑問 に思います。例えば、一般企業でも以前は宿泊研修であったものが、 日帰りの研修に変わってきているという時代ですので、やはり、こう いったことを総会等の実施団体に働きかけることも必要だと思いま す。逆に裏返していいますと、資料に記載されていないような中身が ありますということです。執務の質を上げていくためにも、総会や研 修等の中身の問題も考えるべきではという疑問があります。</p>
会長	<p>こちらについて、事務局でお分りのところはありますか。</p>
事務局	<p>すみません、次回の審議会までに確認しておきます。</p>
会長	<p>「親睦」とか「懇親」とかもしているのでしょうか。 他にございませんか。先に進めてよろしいでしょうか。 それでは、私の方から申し上げたいことがあります。1点目は追加 資料P 19以降の各委員会の業務内容のところですが、「再任」の欄に ついて、ほとんどの委員会が、「再任の限度がない」とあります。とい うことは、10年とか20年とか委員を務めている人がいるかもしれ ないということになります。その辺りのところを、それでいいのかな と思うわけです。A委員、B委員がいたとして、この委員が何年間ぐ らい再任されているのか、というところが「この資料」では分からず、 この辺りも物足りないところがあります。</p> <p>また、追加資料P 21から次のページにかけて、5、6、7番の項 目がありますよね、ここに「質問」に対する「回答」があるわけですが、 回答欄を見ると、やはり、前回私が申し上げたとおり、担当して いる委員会の「弁護論」となっていますね。</p> <p>それから、農業委員会の委員の選任方法についても、基本的に農業</p>

	<p>に従事している方がほとんど選ばれることになっていますが、それはそれで農業に詳しい方なのかもしれませんが、それだけでいいのかなと思うわけです。むしろ、外部の農業に関係のない方が委員になった方が、委員会の中で厳しい意見が出るかもしれません。この辺りももう少し選抜方法を改めてもいいのではないかと思います。</p> <p>そんなところでしょうか。農業委員会については、戸数が減っているため、委員数を減らす動きになっているようですが、基本的にはもっともなことであると思います。</p> <p>あと、追加資料P 4 4の組織図についてですが、これは、前回松原委員がご質問なされた分であると思います。組織の中に3つの類型があつて、それぞれにどのような部門が入っているのかということでしたが、これは非常に分かりやすく表示されていると思います。この組織図の根拠法といいますと、地方自治法になりますでしょうか。</p>
事務局	地方自治法になります。
会長	地方自治法の中で、類型ごとに部門が謳われていますか。
事務局	はい。
会長	それは、各自治体で変更することはできないのでしょうか。
事務局	できません。章ごとに議会や執行機関のことが明記されております。基本的に、資料にあります組織の構成は、地方自治法で決められておりますので、それぞれの位置づけや役割は、基本的には全国統一のものになります。
会長	市民の方はどうお考えか分かりませんが、それぞれの委員会について、責任や権限がいろいろある中、どのようなファンクションを担っているのかを考えると、例えば、明石市の場合、ここでいう「執行機関」の中に農業委員会が入っています。農業が果たしている機能、重要性と、我々がよく関わっている審議会、例えば公共下水道や交通に関わる審議会をみたとき、後者は、いわゆる「附属機関」となるわけですが、それらが果たしている「機能」を見比べた時に、市民にとっての重要性をいうと、付属機関の方が重要なのではないかと思います。こういったことを言いますと、農業の方に怒られてしまうのですが、ファンクションの観点から言うと、このような組織の類型は意味がないのではと思うわけです。もしかしたら、地方自治法そのものを改めるとか、各々の自治体が自由に、それらの位置づけを変えることができるように将来的にはなるべきであると、個人的にはそのように

	<p>思うのです。</p> <p>これらについて、事務局から何か説明することはありますか。</p>
事務局	<p>農業委員会の委員の選抜方法ですが、「農業に従事していなければならない」と法律の中で規定されておりますので、外部の農業と無関係である方を選抜するのは、難しいかなと思います。</p>
会長	<p>法に規定されていることは分かっているのですが、規定されていること自体がおかしいのではないかという意味です。むしろ、農業以外の目線からも、農業を考えるのが必要なのでは、ということです。</p>
J委員	<p>今、会長がおっしゃっていることに関してですが、例えば、宅建とか不動産業をされている方は、農地法をよくご存じであるため、農地に関して意見をお持ちだと思うので、こういう方の意見も農業委員会の中に取り入れてみてはと思いますが、いかがでしょう。</p>
事務局	<p>執行機関についてのいろいろなご意見をいただきましたが、教育委員会につきましても、農業の問題にしましても、これから自治法における位置づけが見直されていくのではという風に思っています。ですから、そういう意味では、今、この場でJ委員がおっしゃった部分についての議論は、少し難しいのかなと思います。これは、ご意見があったということで、我々の中で留めさせていただきたいと思っております。</p>
会長	<p>本日の追加資料に関するご質問、ご意見は大体出尽くしたと思います。時間の都合もありますので、以上で納めたいと思います。</p> <p>それでは、中身の話に入っていきたいと思います。前回の審議会では、「報酬の水準」という言葉も使われておりますが、報酬の「金額」の話、それから、報酬の「支給方法」、あるいは、「形態」というか、いわゆる「月額か日額か」という話、この辺りのところが、大きな話になるというところがありました。それに加えて、委員の「選任方法」とか、「委員の数」とか、「委員の任期」とか、「業務内容」とかいろいろな問題があるということが分かりました。その中で、我々に与えられた任期がありますから、やはり優先順位をつけて、重要なところから審議をしようということで考えております。</p> <p>まずは、先ほど、C委員がご指摘くださいました、報酬の水準、「金額」についての話になります。明石市の場合は、特例市や県下の中で高いところにあるということで目立ちますね。こういったことを、前年度の終わりあたりから、指摘されているところです。そして、本市において、平成6年度以降、市長等の常勤の特別職については、報酬</p>

額を改定、特に引下げ改定が行われているわけですがけれども、このところが、非常勤の行政委員会委員の報酬については、なされておりませんでした。平成6年度以降、改定がなかったということが、先ほどC委員は「報酬額が高い」とおっしゃった理由の1つあると考えられ、それでいいのかという話があるわけです。それで、我々に市長の方から、この件について、いろいろ検討せよというお役目が与えられたのではと思います。

まず、全体の合意としては、「現行のままでいい」というご意見はまずないのではないかと思います。だから、基本的には、水準は引き下げるべきであるという方向は、皆さん一緒ではないでしょうか。そして、問題は、どういう方法で引き下げ、どれくらい引き下げるべきかという話になるだろうと思います。それについて、理論はないと思うのですね。先ほどの特例市の中でトップクラスの位置にいるのはおかしいのではないか、「できれば中位くらいに持っていくべきである」というのは、1つの考え方であろうし、もうちょっと細かいデータを使いながら、その辺りを考えていければいいと思っています。

これについて、事務局の方から、資料があるとのことですので、お配りくださいますようお願いいたします。それを説明してもらって、「こういう考えに則るとこうだよ」というような、ヒントと言いますか、たたき台になるのではと思っています。

事務局

——資料「非常勤の行政委員会委員報酬の水準についての検討資料」の説明——

会長

ありがとうございました。資料の説明に関することや、もちろん他にアイデアがありましたら、ご指摘をお願いしたいと思います。資料には、現行の報酬額があって、その右に5つの改正パターン、左から第1案、第2案、・・・第5案という風に仮に呼ぶこととして、理論的に考えると、第2、第3案の市長の報酬額云々というよりも、むしろ、第4、第5案の辺りの「県下の市、特例市の平均」であるというのが、ある意味で分かりやすく、どちらかというとい県下の市は規模がいろいろですので、第5案の特例市の方が、横並びになり、1つの基準として妥当であると言えないこともないと思います。ですが、もしこれをやろうとすると、現行の半額くらいになってしまいますね、と思うのですが、いかがでしょうか。

我々としては、「絶対に第〇案でなければならない」ということでもないと思うのですね。例えば、他の公共料金の審議会等では、「値上げはやむを得ない」といった結論が多いのですね。それで、「じゃあ1割値上げしましょう」といった具体的なパーセントや金額は提示しないことが多いのです。どうしてかと言うと、審議会というのは、諮問機

	<p>関ですので、権限がないのです。ここで具体的な数値を提示してしまうと、それが、一人歩きをしたり、あるいは、市長等の権限等を縛ることがありうるわけです。ですから、基本的には「具体的な数値は出さず、これは、行政の方にお任せする」というのがいいのではないかと考えています。それでいうと、今回の場合についても、「基本的な方向性は現行ではおかしい、引き下げるべきである」という結論も有りだと思います。ただ、あまりにもそこで終わってしまうと、我々の結論の部分を考えると、あまりにも漠然とし過ぎているので、もう少しこの場で詰めて考えて、別に決は採りませんが、大方の委員さんのお考えは出していきたいと思っています。もし、第5案の他に、第6案、第7案がこれから提案されれば、別なのですけれども、「もし、この5案の中でいうと、どこの案の辺りが意見分布としては多かった」ぐらいのことまでは、まとめて書いてもいいのかなという風に個人的には思っています。あるいは、意見を1つにまとめなくても、2つになっても構わないと思います。</p> <p>もし、ただいまの案がこの5案だとして、皆さんのご意見はいかがでしょうか。</p>
G委員	<p>資料について、月額ベースで作成していただいているのはいいのですが、この議論の前に、やはり日額制を検討する必要があるのではと思います。</p>
会長	<p>「日額か月額か」の話は、この話の次にやろうと思っています。</p>
D委員	<p>先ほどですね、各行政委員会の業務が法で規定されているので、他市でも同じ業務を行っており、そうすると、明石市の報酬額は高すぎるという意見が出ておりましたが、私もその意見には賛成です。他の特例市について、本当のところはどういう仕事をしているのかを調べたうえで、明石市がやっている業務のスリム化を図り、その中で日額化の検討をすることもできると思いますが、現段階の資料等ではそのところの判断が難しいと思います。この点を明確化したうえで、会長がおっしゃられている月額か日額かという方向性の話をしていくべきではないかと思っています。</p>
会長	<p>その議論についてもしようと思っています。今のD委員のご指摘についてですけれども、いわゆる行政委員会の業務については、他の自治体と機能は一緒ですね。</p>
事務局	<p>はい。「地方自治法」や例えば、教育については「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」など、法に基づいた権限と職責があります</p>

	<p>ので、基本的には、機能は同じであると言えます。</p>
<p>会長</p>	<p>やはり、仕事の重み等を考えると、人口規模や財政規模についても、近いところの自治体と比べるとというのが、論理的かなと思いますね。</p>
<p>H委員</p>	<p>今日の資料の第1案についてです。自分でも数字をはじいて考えていたのですが、以前から申し上げているとおり、昭和61年以降から平成6年までの間、5回ほど常勤の特別職の報酬を改定している時には、非常勤の行政委員会の委員報酬は審議の対象外でしたが、結果的には、全て常勤の特別職と同じように増額改定を行ってきていました。その後平成6年度以降は、常勤の特別職は減額されているにも関わらず、行政委員会は全く下げずにいるところが、1つの現状です。私個人の意見を言いますと、特例市の平均をとってもいいのではないかという気持ちは持っているのですが、今日資料を見た時に、1つのやり方として、第1案にあるように、やはり原点であった平成6年度以前の考え方により、報酬額の改定を始めなければならないと思います。</p> <p>これに付随して、次のステップとして、やはり特例市の平均の位置に近いところまで持っていくという決断もしてもいいのではという感じはします。場合によれば、段階的な引き下げも含めて検討していければと思っています。</p>
<p>会長</p>	<p>ありがとうございました。非常に貴重なご意見でした。おっしゃるとおり、基本的に平成6年度以降、報酬額を改定していないわけですから、一気に第5案や第4案にまで引き下げるとなると、常勤の特別職と比べた場合にバランスの問題もあると思います。そういう点から言えば、おっしゃるとおり、まず第1案や第2案を提案しておいて、これで終わりではなく、第4案や第5案の方向を目指すべきだというステップを踏むという書き方も、ある意味で現実的というか、妥当なものではないかと思います。</p> <p>他にご意見はございますか。</p>
<p>C委員</p>	<p>各委員会の委員長と委員の方は、ご自身がもらっている報酬について、ご自身で額を決めるのは、非常に難しいことであると思います。これまで改定してきた時には、いろいろ考えて、「この額が妥当である。」と金額を出すわけですが、この6つの行政委員会の委員の方々は、現在もらっている報酬額は、高いのか安いのか、「いや、私はこれだけの仕事をやっている。」と、「だから、この額は当然もらうべきである。」と、思われているのか、どうお考えなのでしょう。</p>
<p>会長</p>	<p>非常に難しいことをおっしゃられていると思います。それは、事務</p>

<p>C委員</p>	<p>局も答えづらいところがあるのではないのでしょうか。</p> <p>それと、「自分がもらっている報酬額は、特例市でトップクラスである。」という自覚はあるのかどうかについても、実際のところは分からないのですが、自分たちの仕事の内容、質や量を踏まえて、「当然もらうべきだ。」という風に思われているとしたら、追加資料の第5案の特例市の平均額を事務局として提示すると、各行政委員会からの抵抗があると思いますね。そういうことを感じられると思います。第5案となると、現行の半額になるわけですから。これほど報酬額が落ち込んでしまうと、「どうしてか。」ということになると思います。選挙管理委員会となると半額以下になってしまいます。「気の毒だ。」と言ってしまふといけないのかもしれませんが、やはり、他市との仕事の質とか量とかの比較といったことが、分かりませんが、この辺りを検討することによって、もっと業務のスリム化ができることがあれば、どんどん省略するなど、このような意見の聞き取りをしないまま、報酬額を決めていいものなのかという思いがあります。</p>
<p>会長</p>	<p>その点については、今後どのようにまとめるのかというところで、難しいところになりますが、各行政委員会のファンクションを「こういう風に今後やるべきである」ということは、まとめの最後のところの、「さらに検討すべき課題」として、「仕事そのもののスリム化が必要である、より効率化が必要である、そういう努力をすべきである。」ということを書いたらいいのではと思っています。これを、今の段階で、「報酬の水準の問題」と同時に審議していくとなると、結論に持っていくまでに、限られた時間の中では、非常に難しくなると思います。</p>
<p>C委員</p>	<p>具体的な金額を提示せず、特例市の水準に持っていくべきだ、ということが大きな流れですよね。</p>
<p>会長</p>	<p>大きな流れとしてはそういうことです。H委員がおっしゃっていたことも、方向性としては、そういうことです。ただし、「ステップを踏んでいきましょう。」ということを行っているわけです。例えば、ここで言うと、「当面、第1案により改定しなさい、将来的には、第5案である特例市の平均額の方角に行くべきである」という風におっしゃっていると思います。</p> <p>それに加えて、先ほど私が議論の方向性として申し上げた、「今の月額制が妥当であるのか」という議論、先ほどG委員やD委員がおっしゃったことと関連しますけれども、この問題とも、後ほど絡めていく形になると思います。</p> <p>現時点の議論の前提は、現行の「月額制」を、仮にこれをいじらな</p>

	<p>いこととして、金額だけのことについて考えているということになります。よろしいでしょうか。</p>
C委員	<p>他方で、財政健全化の委員会もありますしね、こういったことも検討しておりますので、当然、ゆっくりゆっくり議論していく段階でもないという思いもあります。</p>
会長	<p>ありがとうございます。他に何かございますか。先に進んでよろしいでしょうか。</p> <p>次に、「月額か日額か」という問題になります。こちらについては、いろいろな考え方があり得ると思われれます。一番現行に近いところは、「現行のとおりでよい」ということになりますが、「現行のとおり」というのは、本市においては、6つの行政委員会がありますが、うち、1つだけが日額ですね、それ以外が月額でよろしい、というものが1つの考え方になると思います。</p> <p>これに対し、1つだけではなくて、仕事の中身を精査して、もう少し日額化を進める委員会があっても良いのではないかと、という考え方もあると思います。</p> <p>また、これらとは逆に、他の自治体では、例えば、行政委員会のうち1つは、日額制を採っていますが、これを月額制に戻すという方向を模索しているという市も例外的にはあると思います。これも1つの考え方になると思います。</p> <p>さらに、一番極端な話になりますが、「全て日額にすべきだ」という考え方もあり得ます。</p> <p>改革の度合いというか、見直しの仕方がいろいろあるわけですが、もちろんそれぞれの考え方に「理屈」が必要になると思います。これらについて、ご意見はございますか。</p>
E委員	<p>日額か月額かの話をする前に、金額について、少し私の思いがあります。6つの行政委員会について、全ての行政委員会の金額を同時に決めていく時に、一番気になるのは教育委員会です。独立した行政委員会として、自らの判断と責任において、運営管理をしており、学校運営の業務の中で、いじめの問題や事故などの場合には賠償責任の当事者になるということが資料に書いてありますが、私は子供に関する活動をしているので、重い業務をされていると感じています。だから、他の行政委員会と同じような物差しで考えていくのか、どうも教育委員会というのは、子供に深く関わってくるということから、少し他の行政委員会とは違ってくるのではないのかなと思っております。私の私的な思いにあるのかもしれませんが、このように思っています。</p> <p>日額報酬の考え方にしても、活動の評価とか設定基準とか考慮すべ</p>

き点がたくさん課題としてあります。制度の問題点や、先ほど会長がおっしゃられたように、日額か月額か、それから支払形態などを考えていかなければならないのですが、その中で、教育委員会を他の行政委員会と同じような基準で考えるのかということが少し気になります。

会長

ありがとうございました。おっしゃることはよく分かります。

一律に金額にしても、例えば、「全ての行政委員会について、第1案が妥当である」とします。それから、1つの変形として、例えば、6つの行政委員会の中で、「教育委員会については、〇〇〇である」という風に考えることもできると思います。

委員会によって、1つずつ考えるのは難しいとは思いますが、「ある委員会は、他の委員会と比べて、業務の濃淡が濃く、責任が重い」と言うことができれば、そここのところは、まとめの中で書くことはできると思います。

今から審議する「日額か月額か」というところでもそうですね。固定資産評価審査委員会は現行日額であり、「このまま固定資産評価審査委員会だけ日額とする」というのも1つの案ですし、そうではなくて、「公平委員会や選挙管理委員会についても、日額にすべきだ、しかし、他の委員会は月額とする」といった考え方もあると思います。極端に言えば、「月額は全委員会で止めた方が良い」という考え方もあります。

それぞれの委員会に理屈があれば、構わないと思います。

ありがとうございました。それでは、皆さんご意見はありますか。

G委員

大阪市については、全委員会について日額制を採用しています。平成23年度からしているようですが、その間、「不具合」というか、「運用がまずい」といったことが出てきていないし、もしかしたら、直接確認すれば、何らかの不具合があるのかもしれませんが、とりあえず、全委員会に日額制を採用している自治体が存在しているので、法律の規定のとおり、明石市についても、全委員会について日額制を採用することで良いのではと思います。

現行では、各委員会が例えば、ある委員が出席し、ある委員が欠席した場合でも現行では報酬には差がない状況です。「この委員は熱心に仕事をしている、この委員はそうではない。」という時でも、報酬額が同じであるというのは、やはりちょっとおかしいですね。それだけ熱心に仕事をしてくださった方には、それだけの報酬は払わなければならないと、ノーワーク・ノーペイですから、勤務実績に応じた報酬を支給するというのが基本であると思います。ですので、全委員会について、基本的には日額制を採るものとして検討すべきだと考えております。

<p>会長</p>	<p>ありがとうございます。D委員はいかがでしょうか。</p>
<p>D委員</p>	<p>月額か日額かということで、前回も申し上げましたが、回数や時間などの勤務実態の話がありますので、実際は日額の方が良いとは思いますが、それでは、「日額とした場合の単価はどうするのか」という問題があると思います。単純に日額として、勤務実績に応じた分を報酬として支払った場合に、以前の月額の報酬を上回ってしまうというケースも当然出てしまうこともあるでしょう。だからその辺りをどうするのか、どう決めていくのか、というところが、日額制を採用する時に難しくなってくるのではと思います。</p> <p>例えば、固定資産評価審査委員会については、現行で17,000円の日額ですけれども、明石市としての考え方として、日額単価の設定基準は、「回数」を根拠としているのか、「時間」を根拠としているのか、何を根拠としているのか、というところが疑問に思っています。</p>
<p>会長</p>	<p>日額化云々というご指摘はおっしゃるとおりのことだと思います。もし、月額から日額にシフトした場合に、「単価の設定方法」についての問題などがあるわけです。その場合は、例えば国の場合であれば、日額の場合、1つの限度額を設けているわけです。例えば、「1回あたり〇万円」といった上限です。「その金額より下が普通ですよ」ということで、どこかで額が落ち着くわけです。</p> <p>今、お二方からお聞きしましたが、G委員がおっしゃったことは、大阪市は、前回の資料にも出ておりましたけれども、全面日額制を採用しており、現実に実施されていて、何年か経過をしているということで、そこで、何か不具合が生じているのかどうかという辺りのことを、もし事務局でお分かりのところがあれば、教えていただきたいと思います。</p> <p>また、D委員のご指摘と関連しているところでは、もし日額制を採用した場合に、その日額の単価を決める時に、いろいろな方法があり得るわけです。これについて、どのように考えていくのか、例えば「1回あたりいくら」なのか、「1時間あたりいくら」なのかということも、いろいろな考え方があり得ると思います。それについてのご質問であったと思います。</p> <p>どうぞ、事務局からお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>前回の審議会でもお示ししました、大阪市の意見書を見ると、日額の限度額を設けるということでしたが、実際のところ、限度額がいくらになっているかについては、事務局として把握しておりません。いくらの上限額を設定して、運用しているのかについては、調べたいと</p>

	<p>思います。</p>
会長	<p>あと、日額制を採用する場合の「単価の設定方法」ですね。こちらもいろいろな考え方があり得ると思います。</p>
事務局	<p>特に大阪市については、日額制を採用した後に、不具合が出ているのかについては、大阪市に確認をしないと分からない状況です。</p>
会長	<p>大阪市は、どのように単価を設定しているのでしょうか。</p>
事務局	<p>前回の審議会の資料の別冊になるのですが、P 2 6 に現行の単価が記載されております。監査委員の識見者選出が 3 5, 1 0 0 円、議員選出が 1 1, 7 0 0 円、教育委員会の委員長が 4 2, 1 0 0 円、委員が 3 5, 1 0 0 円、あと選挙管理委員会、農業委員会、公平委員会のいずれについても、教育委員会と同じ額になり、委員長が 4 2, 1 0 0 円、委員が 3 5, 1 0 0 円の日額という決め方になります。</p> <p>大阪市の場合は元々、各委員会の報酬額が横並びであるのがほとんどでございましたので、監査委員を除き、一律の単価設定になっております。</p> <p>あと、固定資産評価審査委員会については、日額で委員長が 2 6, 0 0 0 円、委員が 2 0, 3 0 0 円という形です。</p>
会長	<p>ありがとうございました。D 委員がおっしゃったのは、日額を決めた場合に、勤務実態等があつて、それを掛け合わせた場合に、今の月額を超えることがないかというご心配をおっしゃったと思います。その辺りは、例えば大阪市については、どのように運用されているのかということは、今の段階では分かりかねているという話でした。</p> <p>あと、「日額か月額か」という話の中で、前回の審議会でも出ましたが、「なぜ月額を採用するのか」という理由がありましたよね。つまり、「専門的知識が必要である」とか、あるいは「公的な社会的な役割が非常に大きい」とか、「会議以外の日常活動に従事しており、この業務も報酬に含まれている」ということなどです。また、「有能な人材を確保するため」といったような理由により、各自治体では月額制を採用しているわけです。これに対して、前回、G 委員は、そんなことはないのではないか、月額じゃないからといって有能な人が集まらないことはないだろうというご意見があつたかと思います。公的な仕事であるので、お金の問題ではないだろうということをお願いしたかったのだと思います。</p> <p>もし、全面的に日額制に移るとすると、その辺りの「現行の理屈というものに対して反論をしていく」ということと、それから、「日額は</p>

	<p>いくらにしたらいいか」という議論が残りますね。</p> <p>あと、「先行事例の研究」と言いますか、前回の資料でしたでしょうか、月額制から日額制に移行した自治体がいくつかありますね。特例市40市の中で、公平委員会と固定資産評価審査委員会は、前者は22市、後者は34市、約半分ぐらいの市で日額制を採用しています。ところが、監査委員、教育委員会、選挙管理委員会、農業委員会は、それぞれ1市、2市、4市、1市といったように、日額制を採用した市がほとんどありません。全委員会を一律に改正する考え方もありますが、先ほど申し上げた業務の濃淡の話に絡み、そうではなくて、「当面はこの委員会とこの委員会を日額」にして、「もう少し中長期的には全面的に日額制を採用していく」という大きな流れとしては、G委員がおっしゃったように行くのではないかと、個人的には思っています。一気に進めていくのは難しいかもしれません。</p>
<p>G委員</p>	<p>他市において公平委員会が日額になっているのは、回数の問題があると思います。固定資産評価審査委員会についても、審査案件が出ないと活動できません。ですから、日額に相応しいのだと思います。</p> <p>他の行政委員会は、あいまいと言いますか、定例会も結構実施しておりますし、その他何かしらをしているということで、常勤に近いと言えばおかしいのですけれども、そういう意味で月額を採用しているのだと思います。</p> <p>しかしながら、逆に言えば、仕事をしているのであれば、それだけの報酬を支払わなければならないと思います。ですが、今の状態では、勤務の実態を掴まれていないと思うのです。というのは、大阪市が日額制に移行した時に、大阪市の人事室から通知が出ておりました、勤務内容の把握ができる「勤務実績簿」を各委員会で作成して、必ず記録に留めておくようにとのことでした。ということは、大阪市についても、それまであまり委員会の活動状況について、それほど掴んでなかったのだと思われます。ですから、この機会に、委員会がどのような業務を行われているのかをきちんと把握して、しっかりと活動していただくと言いますか、そういうことをやらないといけないと思います。</p>
<p>会長</p>	<p>おっしゃるとおりであると思いますね。</p> <p>他に何かございますか。</p>
<p>H委員</p>	<p>本日の資料の中に、各委員会の事務局の方から日額制を採用した場合の課題等が記載されておりますが、内容を見せていただきますと、やはり会長がおっしゃられた弁護論が多いと思います。直観的には、この委員会とこの委員会については、日額制を採用することが可能か</p>

	<p>なという思いもあるのですが、これらについては、今後の検討の中で議論していければと思います。ただ、資料の内容だけでは分からないところもあると思います。</p>
会長	<p>ありがとうございました。ある意味で非常に現実的なご意見であったのではないかと思います。</p> <p>他にございますか。</p>
J委員	<p>会議録について、原則非公開としているところもありますが、個人情報や委員の氏名ぐらひは消すなどをして、内容の公開をしても構わないのではと、私たちは勝手にそう思ってしまうのですが、いかがでしょうか。</p>
会長	<p>情報公開請求があれば、基本的には出さざるを得ないのではないのでしょうか。</p>
事務局	<p>行政委員会の事務局ともお話をしましたが、情報公開請求があれば当然お出しするところがあります。その範囲で、今回は資料としてお出ししているところです。</p>
J委員	<p>確かに情報公開請求をすれば、会議録を見ることができるのですが、もっと、手続きを取らずとも、「こういう仕事をしてこれだけの報酬をいただいている」ということを市民にお示しできるような努力をしていただきたいと思います。</p>
会長	<p>今おっしゃっていただいたことも非常に重要なことなのですが、この辺りも、皆さんのご意見を聞きながら思っていました。まとめの段階で、「残された課題」という項目として、「行政委員会の日常の活動の透明性」とあるとか、「公開」といったところの努力をすべきであると書ければいいなと思っています。先ほどのスリム化の話と同じようにぜひ書きたいと思います。</p> <p>一通りお話をしてきました。今の段階で、報酬額の水準の話については、大体皆さんのご意見をお聞きしていて、まとめることはそんなに難しいことではないかなと個人的に感じておったのですが、月額制から日額制への制度の変更という大きな問題があり、もちろん、もっと皆さんからご意見をいただかなければならないと思っています。</p> <p>1つの考え方としては、報酬額の水準と同じようなアプローチを、この日額か月額かについての問題も、もしかしたら採れるのではないかという思いがあります。例えば先ほどの、本市でいうと固定資産評価審査委員会は日額になっています。それから、G委員がおっしゃっ</p>

	<p>た、活動の実態等から見て、例えば「公平委員会というものについては、日額にしてもいいのではないか」というように、個別にいくつか、少しでも前進というか、改革、見直しを1つでも進めていくという方向があるのではないかと思います。そして、「より長期的には、月額から日額へのシフトをより広げていくべきだ」というのが1つの基本的な方向性といったものを、まとめの中で指摘するということができると思います。それが1つのまとめ方となると思います。もちろん、そうではなくて、皆さんが「全委員会について一気に日額制を採用すべきである」というご意見をいただきましたら、それも1つの考え方になると思います。</p> <p>これらについて、事務局の方からも関連する資料が次回出てくるものと思います。</p> <p>次回も前半に、もう一度、「日額か月額か」の話を中心にしたうえで、ある程度いくつかの「残された課題」についてもご指摘していただければありがたいなと思っております。</p> <p>その辺りを受けて、次回の後半で、こういう形でまとめていってはどうでしょうかといった、箇条書きというか、「骨子」みたいなものを出せばいいなと思ってます。また事務局とも相談しなければいけません、私の思いとしては、このように考えております。</p> <p>もし、今申し上げたようにいけば、第4回の審議会において、文章化をし、我々のまとめとして、「皆さんの意見はこれでよろしいか」とお諮りができるという風に思っています。</p> <p>何かこのことについてご意見があればお願いします。大体その方向でよろしいでしょうか。</p> <p>それでは事務局の方にお渡しします。</p> <p>事務局 この度は、熱心にご議論いただきましてありがとうございました。次回のご案内ですけれども、第3回審議会ということで、7月14日（月）午前10時から市議会棟2階の大会議室で開催しますので、別途ご案内をさせていただきますが、ご都合の程よろしくお願いします。</p> <p>会長 以上をもちまして終わりたいと思います。どうもありがとうございました。</p>
--	--

4 閉会